

年末調整の記載のしかたについての動画が国税庁より配信されています。
 右のQRコードからご視聴ください。
 ※令和6年分の動画については、令和6年10月下旬頃から順次掲載されます。



○ 令和6年分 給与と所得者の扶養控除等申告書

令和6年分 給与と所得者の扶養控除等(異動)申告書

1	所轄税務署長等 神田 練馬 市区町村長	給与の支払者 の名称(氏名) 〇〇〇〇 株式会社	あなたの氏名 山川 太郎	あなたの生年月日 55年 1月 1日	扶養主の氏名 山川 太郎	扶 扶養控除等申告書の提出 (扶養主が記入してください。)		
	給与の支払者 の法人(個人)番号 11122334455667	あなたの個人番号 (郵便番号 175-0006) 11122334455667	あなたの住所 又は居所 東京都練馬区栄町23-7	あなたの配偶者 本人	配偶者の有無 ①無			
2	区分等 源泉控除 A 対象配偶者 (注1)	氏名 山川 明子	あなたとの続柄 妻	生年月日 55・10・5	令和6年中の 所得の見積額 400,000円	非居住者である親族 生計を一にする事実 住所又は居所 東京都練馬区栄町23-7	異動月日及び事由 (令和6年中に異動があった 場合は記載してください。)	
	3	控除対象 扶養親族 B (16歳以上) (注2)	氏名 山川 一郎	あなたとの続柄 子	生年月日 14・2・4	0円	16歳以上30歳未満又は70歳以上 留学 障害者 38万円以上の支払 1234KokueiStreet...USA	扶 この申告書は、あなたの給与について扶養控除、障害者控除等の控除を受けるために提出するものである。この申告書に記入する情報は、扶養控除等申告書の提出が義務付けられている。また、この申告書に記入する情報は、税務調査等に活用される。この申告書の提出が義務付けられている。また、この申告書に記入する情報は、税務調査等に活用される。
		氏名 山川 二郎	あなたとの続柄 子	生年月日 19・5・17	0円	16歳以上30歳未満又は70歳以上 留学 障害者 38万円以上の支払 東京都練馬区栄町23-7		
		氏名 山川 隆雄	あなたとの続柄 父	生年月日 20・5・8	300,000円	16歳以上30歳未満又は70歳以上 留学 障害者 38万円以上の支払 〃		
障害者、障害 C ひとり親又は 勤労学生	氏名 山川 隆雄	あなたとの続柄 父	生年月日 20・5・8	〃	〃	〃		
4	他の所得者 D 控除を受ける 扶養親族等	氏名 〃	あなたとの続柄 〃	生年月日 〃	住所又は居所 〃	住所又は居所 〃	異動月日及び事由 〃	
	16歳未満の 扶養親族 (平21.12以後生)	氏名 山川 太郎	あなたとの続柄 子	生年月日 22・7・5	住所又は居所 東京都練馬区栄町23-7	住所又は居所 東京都練馬区栄町23-7	異動月日及び事由 〃	

1 氏名、住所などの記入

1 所轄税務署長等 2 給与の支払者
の名称(氏名) 〇〇〇〇 株式会社 3 あなたの氏名 4 山川 太郎 5 あなたの生年月日 55年 1月 1日
6 扶養主の氏名 山川 太郎
7 給与の支払者
の法人(個人)番号 11122334455667 8 あなたの個人番号 (郵便番号 175-0006) 11122334455667 9 あなたの住所
又は居所 東京都練馬区栄町23-7 10 配偶者の有無 ①無

▶1 所轄税務署長等

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長とあなたの住所地等の市区町村長を記載します。

▶2 給与の支払者の法人(個人)番号

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の個人番号又は法人番号を付記するため、あなたが記載する必要はありません。

▶3 あなたの個人番号

あなたの個人番号を記載する必要がありますが、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

▶4 従たる給与についての扶養控除等申告書の提出

2か所以上から給与の支払を受けている人が、他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している場合に○を付けます。

2 源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族の記入

1	区分等 源泉控除 対象配偶者 (注1)	氏名 山川 明子	あなたとの続柄 妻	生年月日 55・10・5	令和6年中の 所得の見積額 400,000円	非居住者である親族 生計を一にする事実 住所又は居所 東京都練馬区栄町23-7	異動月日及び事由 (令和6年中に異動があった 場合は記載してください。)	
	2	控除対象 扶養親族 B (16歳以上) (注2)	氏名 山川 一郎	あなたとの続柄 子	生年月日 14・2・4	0円	16歳以上30歳未満又は70歳以上 留学 障害者 38万円以上の支払 1234KokueiStreet...USA	扶 この申告書は、あなたの給与について扶養控除、障害者控除等の控除を受けるために提出するものである。この申告書に記入する情報は、扶養控除等申告書の提出が義務付けられている。また、この申告書に記入する情報は、税務調査等に活用される。この申告書の提出が義務付けられている。また、この申告書に記入する情報は、税務調査等に活用される。
		氏名 山川 二郎	あなたとの続柄 子	生年月日 19・5・17	0円	16歳以上30歳未満又は70歳以上 留学 障害者 38万円以上の支払 東京都練馬区栄町23-7		
		氏名 山川 隆雄	あなたとの続柄 父	生年月日 20・5・8	300,000円	16歳以上30歳未満又は70歳以上 留学 障害者 38万円以上の支払 〃		
障害者、障害 C ひとり親又は 勤労学生	氏名 山川 隆雄	あなたとの続柄 父	生年月日 20・5・8	〃	〃	〃		

▶1 A 源泉控除対象配偶者

あなた(令和6年中の合計所得金額の見積額が900万円以下の人)に限ります。と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で令和6年中の合計所得金額の見積額が95万円以下の人について記載します。

なお、年末調整において、配偶者(特別)控除の適用を受けるには、この欄の記載の有無に関わらず「給与と所得者の配偶者控除等申告書」の提出が必要です。

▶2 B 控除対象扶養親族

次の扶養親族について記載します。

イ 居住者のうち、年齢16歳以上の人(平成21年1月1日以前に生まれた人)

ロ 非居住者のうち、次のいずれかに該当する人

(イ) 年齢16歳以上30歳未満の人(平成7年1月2日から平成21年1月1日までの間に生まれた人)

(ロ) 年齢70歳以上の人(昭和30年1月1日以前に生まれた人)

(ハ) 年齢30歳以上70歳未満の人(昭和30年1月2日から平成7年1月1日までの間に生まれた人)のうち、「留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人」、「障害者」又は「あなたから令和6年中において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受ける人」

※「扶養親族」とは、あなたと生計を一にする親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で令和6年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。

なお、児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子や老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人で、あなたと生計を一にし、令和6年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人も扶養親族に含まれます。

▶3 個人番号

源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の個人番号を記載する必要がありますが、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

▶④ 老人扶養親族（昭 30.1.1 以前生）

控除対象扶養親族が年齢70歳以上（昭和30年1月1日以前生）の場合には、次のとおりいずれかにチェックを付けます。

- ①その人があなた又はあなたの配偶者の直系尊属で、あなた又はあなたの配偶者のいずれかと同居を常としておりるとき⇒「同居老親等」
- ②その人が①以外の人であるとき ⇒「その他」

▶⑤ 特定扶養親族（平 14.1.2 生～平 18.1.1 生）

控除対象扶養親族が年齢19歳以上23歳未満（平成14年1月2日～平成18年1月1日生）の場合に、チェックを付けます。

▶⑥ 非居住者である親族

源泉控除対象配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄に○印を付けます。

また、控除対象扶養親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が16歳以上30歳未満又は70歳以上である場合には「非居住者である親族」欄の「16歳以上30歳未満又は70歳以上」にチェックを付け、30歳以上70歳未満の場合には、「留学」、「障害者」又は「38万円以上の支払」のうち該当するいずれかの項目にチェックを付けます。

源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族が非居住者である場合、親族関係書類の添付等が必要です。

また、上記の「留学」にチェックを付けた場合は、留学ビザ等書類の添付等が必要です。

●（参考）

①収入が給与と所得のみの場合の給与等の収入金額と所得金額の関係は、次の表のとおりです（特定支出控除の適用がある場合を除きます。）。

給与の収入金額		所得金額
所得金額調整控除の適用を受ける場合	11,100,000円	9,000,000円
所得金額調整控除の適用を受けない場合	10,950,000円	
	1,500,000円	950,000円
	1,030,000円	480,000円

②収入が公的年金等に係る雑所得のみの場合の公的年金等の収入金額と所得金額の関係は、次の表のとおりです。

	公的年金等の収入金額	所得金額
65歳未満	1,633,334円	950,000円
	1,080,000円	480,000円
65歳以上	2,050,000円	950,000円
	1,580,000円	480,000円

※ 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。

3 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生の記入

① 障害者		② 寡婦		③ ひとり親		④ 勤労学生		障害者又は勤労学生の内容		異動月日及び事由	
障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	区分	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族	寡婦	ひとり親	勤労学生	障害者又は勤労学生の内容(この欄に記載に当たっては、裏面の「2 記載についての注意事項」をお読みください)	異動月日及び事由	異動月日及び事由	
	一般の障害者			<input checked="" type="checkbox"/> (1人)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	特別障害者			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
(注1) 源泉控除対象配偶者とは、所得者(令和6年中の所得の見積額が900万円以下の人)に限り、同一生計を営む配偶者(青色事業専従者として給与を受けたり及び白色事業専従者を除きます。)で、令和6年中の所得の見積額が95万円以下の人をいいます。 (注2) 同一生計配偶者とは、所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和6年中の所得の見積額が48万円以下の人をいいます。											

▶① 同一生計配偶者

同一生計配偶者が一般の障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。

※「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和6年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。

▶② 扶養親族

扶養親族が一般の障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。

なお、障害者控除の対象となる扶養親族は、控除対象扶養親族とは異なり、年齢16歳未満(平成21年1月2日以後生)の扶養親族も対象となります。

▶③ 寡婦 など

あなたが寡婦、ひとり親、勤労学生に該当する場合にチェックを付けます。

▶④ 障害者又は勤労学生の内容

上記の障害者又は勤労学生に該当する(人がある)場合、その該当する事実やその人の氏名を記載します。

(例) 障害者の場合…障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度(等級)などの障害者に該当する事実を記載します。

4 住民税に関する事項の記入

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)

①	16歳未満の扶養親族(平21.1.2以後生)		個人番号		おとなの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外国外扶養親族(注1)	令和6年中の所得の見積額(注2)	異動月日及び事由	注3				
	氏名(フリガナ)	氏名(カタカナ)	番号	番号											
	1	山川 三郎	5,5	6,6	7,7	8,8	9,9	0,0	子	22・7・5	東京都練馬区栄町 23-7	2	0円		
	2														
③	退職手当等を有する配偶者・扶養親族		個人番号		おとなの続柄	生年月日	住所又は居所	注4	令和6年中の所得の見積額(注5)	異動月日及び事由	注6	注7			
氏名(フリガナ)	氏名(カタカナ)	番号	番号												

▶① 16歳未満の扶養親族（平 21.1.2 以後生）

年齢16歳未満(平成21年1月2日以後生)の扶養親族について記載します。

▶② 控除対象外国外扶養親族

国内に住所を有しない16歳未満の扶養親族に該当する場合に○を付けます。この場合、親族関係書類及び送金関係書類を令和7年3月17日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。

▶③ 退職手当等を有する配偶者・扶養親族

退職手当等(源泉徴収されるもの)に限ります。以下同じです。)の支払を受ける配偶者(あなたと生計を一にする配偶者で、令和6年中の退職所得を除いた合計所得金額の見積額が133万円以下であるもの)に限ります。)又は扶養親族について記載します。

▶④ 非居住者である親族

退職手当等の支払を受ける配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄の「配偶者」にチェックを付けます。

また、退職手当等の支払を受ける扶養親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が30歳未満又は70歳以上である場合には「非居住者である親族」欄の「30歳未満又は70歳以上」にチェックを付け、30歳以上70歳未満の場合には、「留学」(留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人)、「障害者」又は「38万円以上の支払」(あなたから令和6年中において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受ける人)のうち該当するいずれかの項目にチェックを付けます。

この場合、親族関係書類、留学ビザ等書類、送金関係書類及び38万円送金書類を令和7年3月17日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。

▶⑤ 令和6年中の所得の見積額（退職所得を除く）

令和6年中の退職所得の金額を除いた合計所得金額の見積額を記載します。

▶⑥ 障害者区分

退職手当等の支払を受ける配偶者のうち同一生計配偶者(あなたと生計を一にする配偶者で、令和6年中の退職所得を除いた合計所得金額の見積額が48万円以下である人)をいいます。)又は扶養親族について、その配偶者又は扶養親族が障害者である場合は「一般」にチェックを付け、特別障害者である場合は「特別」にチェックを付けます。

▶⑦ 寡婦又はひとり親

退職所得を除くと令和6年中の合計所得金額の見積額が48万円以下となる扶養親族を有することにより、あなたが寡婦又はひとり親に該当する場合に、チェックを付けます。

※ 1 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。

2 住民税では、扶養親族等の要件とされる所得の金額には、退職所得の金額は含まないこととされています。

3 「住民税に関する事項」欄については、ご不明な点などがありましたら、お住まいの市区町村へお尋ねください。